

処理事例47 調査しないこととしたもの

苦情申立て対象機関	—	
苦情申立ての内容	<p>障害福祉課の職員による不適切な発言により苦痛を味わった。私と同じような哀しみと耐え難い苦痛を私たち障害者の方々に味わって欲しくない。当該職員を障害者に係る部署以外の所に異動することを強く要請する。</p>	
調査結果等	<p>本件について、オンブズマンが苦情申立書添付の録音データを聴き、事後の経過を確認したところでは、苦情申立書に記載された職員の不適切な発言については市も認めて、職員及び課長が謝罪し、再発防止のための指導を行っている。本件苦情申立の趣旨は、その上でさらに当該職員の異動を求める点にある。オンブズマンは、以下の理由により、本件苦情申立につき調査しないと判断した。</p> <p>職員の異動は、任命権者（市長）が法律又はこれに基づく条例、規則等に基づき、自らの判断と責任において行うものであり、その決定にあたっては、組織全体を通じた人事管理が求められる。ところで、オンブズマンが取り扱うことができる苦情（所管事項）と、調査対象外事項については、明石市法令遵守の推進等に関する条例（以下、「条例」）に定められている。オンブズマンは市職員に適切な対応を求め、不適切な対応の是正・再発防止を求めることができるが（この点は、本件ではオンブズマンが求めるまでもなく市において対応されている）、市の職員の異動についてはオンブズマンの職分ではないので、条例第54条第1項第5号に該当し、調査しないことと判断する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成27年（2015年）8月13日	要した日数
市の機関への調査年月日	—	0日間
調査結果通知年月日	平成27年（2015年）9月24日	42日間